

答 申 書
(答 申 第 341 号)
令和3年(2021年)9月13日

1 審査会の結論

北海道知事が、「令和2年6月25日付「北海道石油新聞」一面で公表された、北海道総務部危機対策局危機対策課が掌握する違法な「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」223本の施設名、所在地、タンクの完成検査済証・設計板厚・塗覆装が分かる書類」を不存在としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙のとおり（省略）

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「令和2年6月25日付「北海道石油新聞」一面で公表された、北海道総務部危機対策局危機対策課が掌握する違法な「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」223本の施設名、所在地、タンクの完成検査済証・設計板厚・塗覆装が分かる書類」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対し、請求に係る公文書は、道の所掌外の事項に関する文書であるため作成しておらず、現に保有していないとして、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、令和2年11月9日付け危対第1932号で公文書不存在通知処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分を取り消し、本件開示請求に係る公文書を開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 請求人の主張は概ね次のとおりである。

(ア) 実施機関は、道民の安心及び安全を確保するため、本件開示請求を行った公文書を危機回避対策として保有していなければならない。

(イ) 実施機関は、本件開示請求に係る公文書に関する事項を所掌する部署等について、説明責任を果たさなければならない。

イ 実施機関の主張は概ね次のとおりである。

(ア) 地下貯蔵タンク（以下「タンク」という。）は、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項に規定される自然発火性物質等の危険物の貯蔵所に該当し、同法第11条では、貯蔵所の設置、構造等の変更をしようとする者は、設置等をしようとする区域の市町村長の許可を受けなければならないと規定されており、タンクに関する詳細な情報は市町村が有している。

(イ) 道は、国の依頼により、市町村に対し、対象となるタンクの腐食防止のための措置済みタンク数等の調査を実施しているが、施設名や所在地等は調査項目に含まれておらず把握していない。

ウ 当審査会においては、請求人が当審査会に提出した資料や意見陳述の内容からは、本件開示請求に係る公文書の存在が肯定される根拠を認めることはできなかった。

一方、当審査会において、消防法等の関係法令を確認したところ、本件開示請求に係る公文書が道の所掌外の事項に関する文書であるとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められなかった。

また、請求人が資料の中で示した新聞報道や実施機関が説明する報道内容の元となる、タンクの腐食防止のための措置済みタンク数等の調査書を見分したところ、「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」の総数並びに措置済数等は調査項目に含まれているものの、請求人が主張する施設名、所在地、タンクの完成検査済証・設計板厚・塗覆装については、調査項目に含まれていなかった。

以上のことから、実施機関が本件開示請求に係る公文書について不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人は、タンクの設置又は変更の許可等の権限やタンク等に関する詳細な情報は市町村長が有していることを理由に、実施機関が所掌外、所管外とする無責任な態度が事態を悪化させ、道民を危険又は不安に陥れているため、実施機関は、市町村長と協力、連携してタンクの名称及び所在地を直ちに開示すべきである等の意見を述べている。

しかしながら、道の情報公開制度は、条例により公文書の開示請求権を明らかにするとともに、道が保有する公文書の開示やその手続について定められているに過ぎず、道が保有すべき情報に言及したものではないことから、請求人が情報公開制度における審査請求の場で道が保有すべき情報について種々主張しても、本件における条例の解釈、運用を左右するものとは認められず、当審査会の調査審議すべき事項に該当するものとは認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和3年5月17日	○ 諮問書の受理（諮問番号 648） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し）の提出
令和3年6月10日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和3年7月6日	○ 審査請求人から意見書の提出
令和3年7月14日 （第一部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和3年8月24日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年9月8日 （第109回全体会）	○ 答申案審議
令和3年9月13日	○ 答申